



小規模企業共済における 当面の課題と今後の対応

平成30年11月

中小企業庁

1. 運営費用の財源の見通し

- ・小規模企業共済の運営費用である業務等経理は、以前より、運営費交付金では不足しており、出資金運用益等、共済貸付制度を管理する融資経理からの繰入で賄ってきたが、平成26年度からはこれらの財源だけでは賄いきれず、業務等経理の利益剰余金等で補填してきたところ。
- ・しかしながら、この業務等経理の利益剰余金による補填も平成30年度までしか可能ではなく、平成31年度には運営費用が不足する見通しとなっている。
- ・さらに、財務省による平成27年度予算執行調査をふまえると、運営費交付金は一層の削減が行われる見込みである。

平成27年度予算執行調査の概要（財務省）（平成27年6月30日公表）

○今後の改善点・検討の方向性

小規模企業共済・中小企業倒産防止共済は、「小規模企業共済法」・「中小企業倒産防止共済法」に基づいて、機構が運営する共済制度であり、これまで、機構に対する運営費交付金に依拠して運営が行われてきた。

もっとも両共済制度については、独自の収入を有することを踏まえて、受益と負担の関係を一層考慮して運営を行っていくことが適当である。

このため、両共済制度の収支状況等を勘案しつつ、所要の対応を行い、①平成28年度予算から広告宣伝費・委託機関加入手数料等の一部について、機構に対する運営費交付金に依拠しないことすべき。②そのうえで、機構の次期中期計画期間（平成31年度～）以降は、その運営に要する経費について、その収入をもって支弁することを基本とする運営を行うべき。

※予算執行調査とは、財務省が予算の実行の実態を調査して改善すべき点等を指摘し、予算の見直しや執行の効率化につなげていく取組み。

2. 運営費用の削減取組について

- ・運営費用としては、加入者増を受けて、増大し、平成28年度ベースにおいて60億円となっているが、その一方で、中小機構としても、削減に取り組んできているところ。
- ・運営費用のうち、50%強を占める機構の業務費用については、毎年、削減を進めている。
- ・さらに、50%弱を占める委託機関等への手数料についても、30年度から手数料体系の見直しを実施しており、約3億円の削減を見込んでいる。

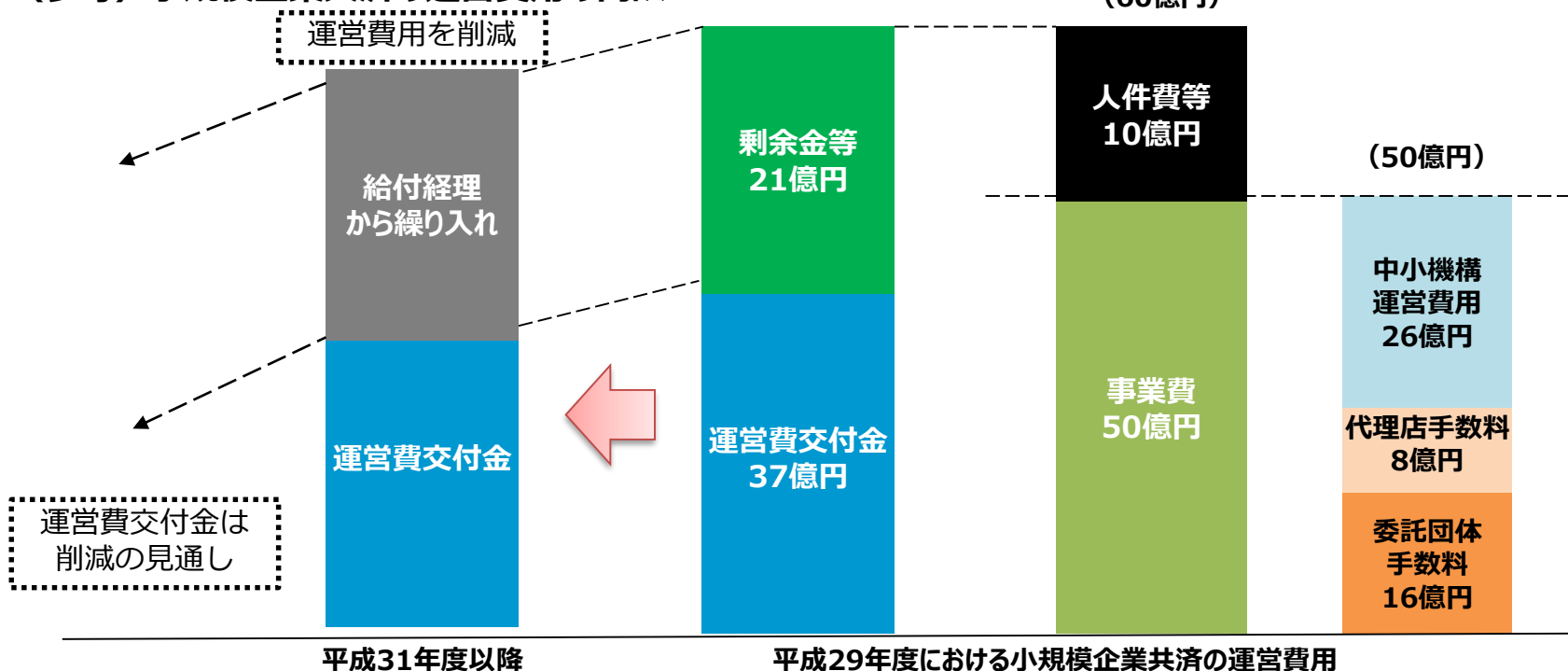
(※) 手数料体系の大幅な見直し

平成30年度：加入促進にかかる特別手数料の見直し

平成31年度：業務委託手数料及び特別手数料の体系を大幅に見直し

委託機関に対しては、加入促進、事務手続き（申込時の資格審査と申込書の受理、機構への書類送付等）、掛金の收受（名簿払や現金申込時のとりまとめ）、掛金の収納および返還、共済金の支払い等を委託している。

(参考) 小規模企業共済の運営費用の内訳



平成31年度以降

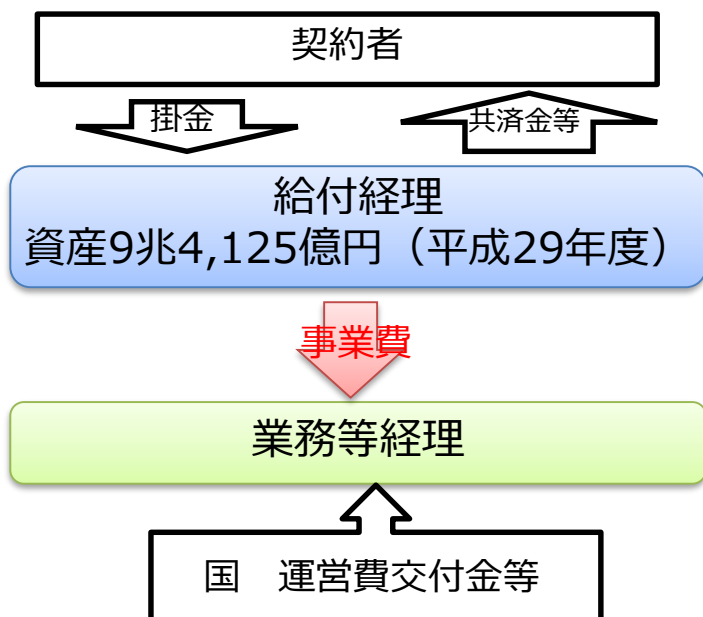
平成29年度における小規模企業共済の運営費用

出典：第11回共済小委員会（平成30年3月7日） 資料2-1（運営費用の内訳を平成29年度データに更新）

3. 給付経理から業務等経理への繰入れ

- ・前述の運営費用の財源の見通しに鑑み、第5回共済小委員会（平成27年12月）において掛金や共済金等を管理する給付経理から業務等経理への繰入れを可能とすることが了承されている。
- ・これを受け、会計繰り入れを可能とする省令改正（平成28年4月）は既に実施したところ。
- ・平成31年度から実際に繰り入れを行うことが必要となったため、第10回共済小委員会（平成29年12月）において、付加共済金原資の計算において、当該繰り入れ額を控除することができるように省令上、措置することが了承されている。

給付経理から業務等経理への繰入れ（概念図）



付加共済金の支給率を決定するための計算方法

(1) 「支給率の基準となる率」の算定

※赤字部分を省令改正により措置予定。

$$\text{支給率の基準となる率} = \frac{\text{①付加共済金原資}}{\text{②仮定共済金等の発生見込み総額}}$$

① (分子) 付加共済金原資 (施行規則第10条の2第1項)

直近実績に基づいて、運用収入・掛金等収入、共済金等の支払いに充てる額、責任準備金に積み増す額及び給付経理から業務等経理への繰入額を推計して得た、平成31年度末の剰余金見込み額。

② (分母) 仮定共済金等の発生見込み総額 (施行規則第10条の2第2項)

平成31年度の仮定共済金額及び仮定解約手当金額に、脱退事由別の将来発生割合を乗じて得た金額の合計額。

仮定共済金及び仮定解約手当金額：すべての共済契約者が基準月※において脱退したと仮定した場合、それぞれの事由が生じたものとみなして支払われる共済金及び解約手当金の額。

※ 基準月：掛金納付月数が「3 6月」又は「3 6月 + 1 2月の整数倍の月数」となる各月。

(2) 「支給率」の決定

上記(1)で算定した率を基準としつつ、当該年度以降の運用収入の見込額その他の事情を勘案して、支給率を決定する。

4. 事務・システム改善の必要性

- ・小規模企業共済の事務は、現金収納を前提として構築されたものであり、それを前提としてシステムも設計されている。
- ・顧客の利便性向上、機構の業務効率化、各種法令改正への機動的な対応を図る等の観点から大規模な事務・システムの改善が必要な状況。

現行事務・システムの課題	
老朽化	古い技術要素で構築しており、言語を含め技術者の確保が困難。
肥大化・複雑化	度重なる制度改正による複雑化（324万ステップ、電算処理後のチェック帳票2,000種）。
ブラックボックス化	補修、機能追加等を繰り返した結果、障害発生時の原因究明に時間を要する。
システム人材の減少	システム構築時の職員の退職
紙事務・データ一括処理	バッチスケジュールに起因したタイムラグの発生。

審議事項（事務・システム改善の対応方針）

- 次期中期目標・計画において、事務・システム改善に着手する旨を記載する。
- 当該事務・システム改善の投資にあたっては、業務等経理に引当金（仮称）として一定額を積み立てる仕組みも検討する。
- 業務等経理に引当金（仮称）を設けるにあたっては省令改正が必要となる。

なお、事務・システム改善にあたっては、

- ・世の中標準の正確・迅速・わかりやすい事務とそれを支える生産性の高いシステム構築をはかる。
- ・加入者の利便性の向上にあたっては、十分なセキュリティ対策を講じた上ですすめる。

5. 国の制度としての位置づけについて（確認事項）

- ・小規模企業共済法第9条及び第12条並びに小規模企業共済法施行令第2条及び第4条に基づき、共済金等の支給額を定めており、共済事由が生じた場合に、当該支給額が支払われることを法令上担保。
- ・小規模企業共済法第25条及び小規模企業共済法施行規則第24条に基づき、中小機構は、資産の構成に関する事項（基本ポートフォリオの策定等）や資産運用の評価、助言等を行う外部の有識者により構成される資産運用委員会の設置等を定めた資産運用の基本方針を策定している。中小機構は、当該基本方針に沿って、基本共済金の支給のために必要となる運用収益を確保するために、資産運用を実施している。
- ・さらに、中小機構の財産が棄損する場合には、小規模企業共済法第21条に基づき、共済金等の支給を受ける権利を有する者は、当該共済金等の額につき、機構の財産について他の債権者に先立って弁済を受ける権利を有している（先取特権）。

【参考】小規模企業共済の資産運用について

・小規模企業共済法第25条に基づき中小機構が策定する「小規模企業共済資産運用の基本方針」において、中長期的な観点から将来にわたり共済契約者に共済金等の支払いを確実に行えるよう「安全かつ効率的な運用」を基本目標に、リターン・リスクの特性が異なる複数の資産に分散投資する資産構成の割合を定める「基本ポートフォリオ」を策定し、これに基づき運用している。

基本ポートフォリオ（平成29年4月改定）

（単位：％）

	自家運用(簿価)	委託運用(時価) : 18.4				合計
		国内株式	国内債券 (時価)	外国株式	外国債券	
資産配分	81.6	6.4	5.0	3.2	3.8	100.0
委託内資産配分	-	34.8	27.2	17.4	20.6	
許容乖離幅	±2.0	±3.2	±2.5	±3.5	±4.0	

期待収益率 1.65% 標準偏差 1.82%

※自家運用の内訳は、国内債券(簿価)、短期資産、融資経理貸付金、生命保険資産。

※委託資産の許容乖離幅は、委託運用を100とした場合の各資産の配分比率からの乖離幅。

【補足】一般に、長期運用においては、短期的な市況により資産構成割合を変化させるよりも、長期的に維持すべき資産構成割合を定め、それを長期間維持していく方が、投資期間全体を通して効率的な結果をもたらすと言われる。このため、長期に亘って保有・運用する公的年金等の資産運用は、基本ポートフォリオを定め、年金財政等の著しい変化が無い限り維持することとしている。